

鎌ヶ谷市における農業の課題

- 1、高付加価値農産物 ブランド化による生産効率の向上と単位面積当たりの収益性の向上を図る。
- 2、販路の拡大、直売体制の確立などの流通システムの改善
- 3、消費者に信用、信頼される環境保全型農業の推進
- 4、担い手の継続した育成
- 5、消費者との共存共栄を図るために施策の推進 市民農園、援農ボランティアの育成、農業まつりの活性化など

年 度	農業従事者(人)	経営耕地面積(ヘクタール)
平成 7年	1,533	518
平成12年	1,275	450
平成17年	1,073	415

5年ごと調査 農業センサスより

年 齢	30代	40代	50代
人數(人)	111	189	273
割合(%)	約10%	約18%	約26%

30代から50代の合計は農業従事者全体の54%
農業従事者数の平均年齢は54.8歳 平成17年 農林業センサスより



Q みどりあふれる都市農業創造プランにおける、持続可能な農業に関する施策について

A 持続性のある農業経営の確立のための 4つの基本施策

- 1、土づくりを基本とした環境保全型農業の推進、
- 2、高付加価値による有利販売を支援する鎌ヶ谷ブランドの創設
- 3、直売体制の拡大などの流通システムの改善
- 4、経営体の育成などの担い手の育成

Q 鎌ヶ谷市におけるエコファーマーについて

A エコファーマーとは持続農業法に基づき、土づくりや農薬の使用低減に一体的に取り組み、県知事の認定を受けた農業者のこと。平成20年度末の鎌ヶ谷市の認定者は3人だったが、本年度に入り、12人が新たに認定を受け、現在の認定者総数は15人となっている。普及促進活動が実を結んだ結果であるが、今後さらに認定の推進を行いたい。

Q 鎌ヶ谷産農産物、ブランド化の現状について

A 農産物ブランド化は市内農産物の販路拡大及び安定供給を図るとともに、効率的かつ安定的な農業経営基盤の強化に資するため、農産物の高付加価値化を図ることを目的として平成17年度から実施している事業である。

認定については、市内に居住し、ブランド化に意欲的かつ積極的な農家または生産団体で、県の定める防除歴及び施肥基準、各種農薬の使用基準を遵守することなどの基準により市長が認定を行うもの。現在は5団体と個人18人が認定を受けており、梨にあっては利用組合を通じてほぼすべての農家が認定を受けている。認定農家は、ブランドロゴマークを活用して直売所や朝市、市場やスーパーなどで有利販売を行っている。

Q 農地法が改正されたが、耕作放棄地に与える影響とその対応について

A これまでの遊休農地対策は行政を中心とした仕組みだったが、改正により農地法所管に格上げし、農業委員会の所掌事務となり、農業委員会には年1回の農地パトロールが義務づけされ、その後の管理指導はすべて農業委員会が行うこととなった。

法の施行前ではあったが、農業委員会では市内全域の農地パトロールを実施し、結果、所有者にして15名、31筆、約3.5ヘクタールにおいて耕作が適正になされていない農地が判明。この内地権者10名で16筆、約1.6ヘクタールが不在地主であり、これら全てが市街化調整区域内であった。今後は農業委員会においてこれら農地を管理指導対象農地として絞り込みを行い、所有者等に対して文書をもって指導及び改善勧告などの一連の対策を実施する予定である。

編集 後記

昨年行われた総選挙において、争点の一つに財源論がありました。経済状況の悪化により税収が減少し、その結果、国だけでなく市町村においても厳しい状況の中、財源の確保や予算編成を行っています。財政状況の厳しい自治体においては歳入に合わない歳出が財政を圧迫させる原因の一つでありましたが、歳出の見直しと同時に、財源の見通しを誤らず、次世代の負担を減らしていく確固たる将来ビジョンが必要と感じています。